

1 岡山県職業能力開発功労者表彰推薦要領

第1 この要領は産業労働部関係功労者表彰要綱の規定に基づき、職業能力開発功労者表彰のため必要な基準及び手続き等を定め、職業能力開発及び技能検定の推進について、その業績が極めて優良で、他の模範になると認められる者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させることを目的とする。

第2 表彰は次表の各分野において、すぐれた業績を挙げ他の模範と認められる者について行う。

| 区 分 | 年 令 | 従事年数 |
|---|-------|-------|
| (イ) 認定職業能力開発校の事業主、役員、校長 | 50才以上 | 5年以上 |
| (ロ) 職業能力開発協会役員 | 50才以上 | 5年以上 |
| (ハ) 検定委員・補佐員 | | 10年以上 |
| (ニ) 事業所又は団体役員等で職業能力開発、技能検定の推進に著しい貢献をした者 | 50才以上 | 15年以上 |
| (ホ) その他上記と同等以上の業績があると認められる者 | 50才以上 | 15年以上 |

第3 民間産業団体、経営者団体、市町村等の代表者は前項に該当する者について、次の関係書類を添えて推薦することができるものとする。

1 推薦理由書

2 功労調書 (様式1)

3 履歴書 (様式2)

4 所属事業所(団体)調査書 (様式3)

5 その他 被表彰者の事績を立証、説明するための資料

第4 表彰を受ける者の選定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うための専門の知識又は経験を有する者から意見を聞くことができるものとする。

第5 表彰は、知事名又は産業労働部長名による表彰状を授与して行う。

(様式2)

履 歴 書

写真のり付け

現住所
ふりがな
氏名

生年月日 (歳)

学 歴
年 月 日 ○ ○ ○ ○ 学校卒業

職 歴
自 年 月 日
至 年 月 日

公 職 歴
自 年 月 日
至 年 月 日

団 体 歴
自 年 月 日
至 年 月 日

賞 罰
年 月 日

以上

(記載要領)

- 1 氏名欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
なお、改氏名のある者については、旧氏名を氏名の下に()で記入すること。
- 2 生年月日の欄には戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に表彰の行われる年度の11月1日現在の満年齢を記入すること。
- 3 学歴は最終学歴について記入すること。
- 4 職歴、公職歴及び団体歴は、経歴の古いものから順に記入するものとし、それぞれの始期と終期を明確にすること。
- 5 賞罰欄の表彰等については、表彰事由及び表彰者を明記すること。
- 6 A4用紙に横書きにより明瞭かつ的確に記入すること。
- 7 写真は名刺判(5cm×7.5cm)上半身、正面、脱帽で、最近(おおむね6カ月以内)撮影したものとし、所定の位置(写真のり付け)に貼付することとするが、離脱の場合等を考慮し、裏面に氏名を記入すること。

(様式3)

所属事業所(団体)調査書

- 1 事業所(団体)の名称及び代表者名
- 2 所在地
- 3 事業の内容
- 4 従業員(会員)数
- 5 候補者の主要職務及び事績
- 6 備考

(記載要領)

- 1 候補者の功労に関係のある事業所(団体)について作成すること。
- 2 事業所(団体)の名称欄には、その名称を正確に記入し、団体にあつては()内にその設立年月日を付記すること。
- 3 事業の内容欄には、事業の内容を具体的に記入すること。
- 4 会員数欄には、連合団体については加盟団体数及び全会員数を、連合団体以外については会員数を記入すること。
- 5 備考欄には連合会等の上部組織がある場合に加入しているかどうか、また、調査年月日及び補足事項を記入すること。
- 6 A4用紙に横書きにより明瞭かつ的確に記入すること。

2 岡山県優秀技能者表彰推薦要領

第1 この要領は産業労働部関係功労者表彰要綱の規定に基づき、優秀技能者表彰のため必要な基準及び手続き等を定め、岡山県内の特に優れた技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

第2 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

1 きわめて優れた技能を有し、岡山県或いは、全国的において高く評価されている者

2 表彰に係る技能を要する職業に10年以上従事し、かつ、現に当該職業に従事している者

この場合の職業には、製造業、建設業をはじめ全産業に属する技能を要する職業を含み、当該職業に従事している者とは、その者の従業上の地位が自営業主、家族従業者、雇用者であることにかかわらず職務遂行にその技能を使用する者であること。

3 表彰に係る技能を通じて、教育訓練に携わる等後進技能者の指導に尽力し、又は工夫改善を行い技能水準の向上に役立つ等、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

4 勤務実績、日常行為等において他の模範と認められる者

第3 民間産業団体、経営者団体、市町村等の代表者は別表の職業部門毎に前項に該当する者について、次の関係書類を添えて推薦することができるものとする。

1 推薦理由書 (様式1)

2 調書 (様式2)

3 履歴書 (様式3)

4 その他 被表彰者の技能の高さ又は事績を立証、説明するための資料

第4 表彰を受ける者の選定を行うに当っては、これを公正かつ適切に行うための専門の知識又は経験を有する者から意見を聞くことができるものとする。

第5 表彰は、知事名又は産業労働部長名による表彰状を授与して行う。

~~2 表彰状は、様式4又は5のとおりとする。~~

推薦理由書

現住所
ふりがな
氏名

生年月日

(歳)

上記の者は、(元号)〇〇年〇〇会社〇〇工場に〇〇工として入社し、以降終始〇〇〇の製造の業務に従事し、その間技能の研さんに努めて精励し、次のごとく卓越した技能を有し幾多の考案、改善によって生産能率の増進に貢献するとともに後進技能者の指導育成に尽くした者であるが、特に〇〇〇の技能については業界における第一人者といわれている。

1 〇〇〇の技能 -----

1 〇〇〇の考案 (元号)〇〇年〇月の -----

1 後進の指導育成 -----

(推薦理由書作成要領)

- 1 候補者の技能、実績については、上記記入例により本表彰に相当するものについて具体的、詳細に記入すること。
- 2 記載する事項は、一事項ごとに別項として具体的に記述すること。
- 3 A4用紙に横書により一枚程度にまとめて明瞭かつ的確に記入すること。

(調書記載要領)

- 1 用紙は、所定のものを使用し、明瞭、的確に別紙を用いることなく所定欄に記入すること。
- 2 職業部門欄には、その者の有する技能にかかる職種が属する優秀技能者表彰推薦要領(以下「要領」という。)別表に定める職業部門の番号を記入すること。(要領別表の備考を参照のこと)
- 3 職種名(1)欄には、その者の有する技能の職種が属する要領別表に定める職種名を記入し、職種名(2)欄にはその者の有する技能の職種について事業所等において一般に呼称されている職種名を記入すること。
- 4 産業名欄には、その者の属する産業名を日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 5 氏名欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。なお、改氏名のある者については、旧氏名を氏名の下に()で記入すること。
- 6 生年月日の欄には戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に表彰の行われる年度の11月1日現在の満年齢を記入すること。
- 7 最終学歴欄には、最終の学校名(大学、高専の場合は学部、学科名を併記)および卒業(又は中退)年月日を記入すること。
- 8 本籍欄には、都道府県名を記入し、現住所欄には、現住所、郵便番号、電話番号を略さず記入すること。
- 9 就業先名称欄には、雇用されている場合にあつては雇用事業所名、自営している場合にあつては屋号等を記入すること。
- 10 職歴欄には、次の要領により記入すること。
 - (1) 職種欄には、職歴について就業先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記入すること。

なお、団体等における役職歴等のうち、本表彰と関連がないものは、記入しないこと。
 - (2) 在職期間欄には、その職の始期と終期を記入すること。

なお、現職については表彰の行われる年度の11月1日をもって終期とすること。
 - (3) 在職年数欄は、半月単位で計算した在職年月数を記入すること。月の途中で就職等又は離職等した場合の計算は、月の15日以前に就職等したものは1日に、16日以降に就職等したものは16日に就職等したものとみなし、15日以前に離職等したものは15日に、16日以降に離職等したものは末日に離職等したものとみなし、半月単位に計算すること。
 - (4) 重複を除く年月数欄には、表彰にかかる技能職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあつたとみなした期間を一方の職から除外すること。
- 11 勲章、褒章欄および表彰欄には、それぞれ既有の勲章、褒章、表彰(技能に関連して表彰を受けたもののみ)別に受賞年月日および事由を記入すること。
- 12 免許、資格等欄には、免許、資格、特許、実用新案等を有する者についてはその種

類を、技能検定に合格している者については技能士の名称(○級○○技能士)を記入すること。

13 優越した技能者の概要欄には、その者の有する技能の概要、考案、改善等の功績・貢献の概要及び後進技能者の指導育成の概要について、その優越性が的確に把握できるように以下に掲げるところにより記入すること。

(1) 技能の概要欄には、関連する他の資料(要領第3の4 その他の資料)にあわせて、その者の有する技能について、当該技能者の従事する職種、技能水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から優越した技能を有するものであることが判定できるよう特に技能の質的な面を中心に記入すること。

(2) 功績の概要欄には、関連する他の資料(要領第3の4 その他の資料)にあわせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該技能者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界、社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について記入すること。

(3) 後進指導育成の概要欄には、その者が後進の指導育成にあたった方法、対象、範囲等について具体的に記入すること。

(4) 現役性欄は、被表彰者の現役性を確認する必要から、その者の有する技能に関連した職種にかかる1日平均の就業時間又は本人の有する技能に関連のある職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

14 推薦団体又は推薦者欄には、県知事に対して被表彰候補者を推薦した推薦団体又は推薦者の所在地、又は住所(電話番号)及び団体名又は氏名を記入すること。

(要領別表)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

| 部門 | 職業分類 | 職種(1) | 職種(2) |
|----|----------------|----------------------|--|
| 1 | 1 金属材料製造の職業 | (1) 製鉄工、製鋼工 | ①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工、④鋳鉄連続鋳造工、⑤造塊用鋳型補修工 等 |
| | | (2) 非鉄金属製錬工 | ①非鉄金属溶解炉工、②非鉄金属浸出・浄液工、③非鉄金属電解工、④銅精錬工(電解法を除く)、⑤貴金属精錬工、⑥半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど)、⑦金属ウラン精錬工、⑧非鉄金属鋳込造塊工 等 |
| | | (3) 鋳物工 | ①調砂工、②手込造型工、③機械込造型工、④鋳込工 等 |
| | | (4) 鍛造工 | ①鍛造操炉工、②自由鍛造工、③型打鍛造工、④手かじ(鍛造)工 等 |
| | | (5) 金属熱処理工 | ①金属熱処理工 |
| | | (6) 圧延工 | ①圧延加熱炉工、②熱間圧延工、③冷間圧延工、④造管工、⑤圧延仕上工、⑥圧延ロール整備工 等 |
| | | (7) 伸線工 | ①伸線工 |
| | | (8) 金属材料製造検査工 | ①原材料試験検査工、②中間製品検査工、③非破壊検査工 等 |
| | | (9) その他の金属材料製造の職業 | ①金属材料原料工、②スクラップ整理工、③鋳物仕上工、④粉末や(冶)金製品製造工 等 |
| 2 | 1 金属加工の職業 | (1) 金属工作機械工 | ①旋盤工、②ボール盤工、③中ぐり盤工、④フライス盤工、⑤歯切盤工、⑥研ま盤工、⑦金属特殊加工機工、⑧数値制御金属工作機械工 等 |
| | | (2) 板金工 | ①板金工 |
| | | (3) 金属手仕上工 | ①金属手仕上工 |
| 3 | 1 その他の金属加工等の職業 | (1) 金属プレス工 | ①打抜プレス工、②成形プレス工、③プレス刻印工、④数値制御プレス工 等 |
| | | (2) 鉄工、びょう打工、製かん(缶)工 | ①鉄工、②びょう打工、③製かん工、④てんげき工、⑤金わく仕上工 等 |
| | | (3) 針金製品・針・ばね製造工 | ①針金製品製造工、②針・ピン製造工、③くぎ類製造工、④ばね製造工 等 |
| | | (4) 金属研ま工 | ①金属研ま工 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) | |
|---------------------|------------------|------------------|--|--------------------------|
| | | (5) 金属彫刻工 | ①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、 ③腐しょく彫刻工、④かざり職 等 | |
| | | (6) 金属製家具・建具製造工 | ①金属製家具製造工、②金属製建具製造工 | |
| | | (7) 金属製品製造工 | ①工具製造工(刃物を除く)、②金具製造工 等 | |
| | | (8) 金属加工・金属製品検査工 | ①金属検寸工、②びょう打検査工、③めっき検査工、 ④金属製家具・工具検査工 等 | |
| | | (9) その他の金属加工の職業 | ①けがき工、②ろう付工、③はんだ付工、④金属切断工(刃物によるもの)、 ⑤金型取付工 等 | |
| | 2 金属溶接・溶断・めっきの職業 | (1) 電気溶接工 | ①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動電気溶接機運転工、 ④溶接ロボット運転工 等 | |
| | | (2) ガス溶接工、ガス切断工 | ①ガス溶接工、②ガス切断工 | |
| | | (3) めっき工 | ①電気めっき工、②溶融めっき工、③化学めっき工、 ④真空蒸着めっき工、⑤陽極酸化処理めっき工 等 | |
| | 4 | 1 一般機械器具組立・修理の職業 | (1) 原動機組立工 | ①エンジン組立工・調整工、②タービン組立・調整工 |
| | | | (2) 金属加工機械組立工 | ①金属工作機械組立工・調整工 |
| (3) その他の一般機械器具組立工 | | | ①産業用機械組立工、②機械部品組立工 等 | |
| (4) 一般機械器具修理工 | | | ①機械修理工、②機械検査工 等 | |
| 2 計器・光学機械器具組立・修理の職業 | | (1) 時計組立工・修理工 | ①機械時計組立・調整工、②電気時計組立・調整工、 ③時計類似機器組立・調整工、④時計・時計類似機器修理工 等 | |
| | | (2) 計器組立工・修理工 | ①電気計器組立工、②ガス・水道メータ組立工、 ③温度計組立工、④圧力計組立工、⑤度量衡器製造工、 ⑥計器調整・修理工 等 | |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|----|------------------|---------------------------|---|
| | | (3) 光学機械器具組立工・修理工 | ①眼鏡組立工、②光学計測器組立工、③光学機械組立工、④光学機械器具調整工、⑤光学機械器具修理工 等 |
| | | (4) レンズ研ま工・調整工 | ①光学レンズ工、②バルサムはり合せ工 等 |
| | | (5) その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業 | ①メガネ調整・加工工、②時計検査工、③計器検査工、④光学機械器具検査工、⑤レンズ検査工 等 |
| 5 | 1 電気機械器具組立・修理の職業 | (1) 発電機・電動機組立工・修理工 | ①発電機組立・調整工、②電動機組立・調整工、③発電機・電動機修理工 等 |
| | | (2) 配電・制御装置組立工・修理工 | ①変圧器組立工、②配電盤・制御盤組立・調整工、③開閉制御機器組立工、④電気機械部品組立工、⑤配電・制御装置修理工 等 |
| | | (3) 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工 | ①電熱・照明器具組立工、②電動機応用製品組立工、③民生用電子・電気機械器具修理工 等 |
| | | (4) 電気通信機械器具組立工・修理工 | ①電気通信機器組立工、②ビデオ・音響機器組立工、③電気通信機器調整工、④ビデオ・音響機器調整工、⑤電気通信機械器具修理工 等 |
| | | (5) 電子応用機械器具組立工 | ①電子計算機組立・調整工、②X線応用装置組立・調整工、③医療用電子機器組立・調整工、④レーザー応用加工機器組立・調整工、⑤電子複写機組立・調整工 等 |
| | | (6) 半導体製品製造工 | ①半導体チップ製造工、②半導体ダイシング工、③半導体組立工、④半導体封止工、⑤半導体外装処理工 等 |
| | | (7) 電球・電子管組立工 | ①電球・電子管自動組立操作員、②電球・電子管製造工、③電球・電子管部品組立工 等 |
| | | (8) 電子機器部品製造工 | ①電子機器用コイル・トランス製造工、②電子機器用抵抗器製造工、③電子機器用コンデンサー製造工、④振動子組立工、⑤プリント基盤組立工、⑥電子機構部品組立工、⑦音響部品組立工 等 |
| | | (9) 束線工 | ①束線工(ワイヤー・ハーネス工) |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|----|--------------------|-------------------------|---|
| | | (10) 被覆電線製造工 | ①撚線工、②被覆工、③撚合わせ工、④がい(鎧)装工 |
| | | (11) 乾電池・蓄電池製造工 | ①乾電池製造工、②蓄電池製造工 |
| | | (12) 電気機械器具検査工 | ①発電機・電動機検査工、②配電・制御装置検査工、③民生用電子・電気機械器具検査工、④電気通信機械器具検査工、⑤電子応用機器検査工、⑥電子部品検査工 等 |
| | | (13) その他の電気機械器具組立・修理の職業 | ①内燃機関電装品組立工、②記録媒体製造工、③特殊電子部品製造工、④電気機械器具保守員 等 |
| | 2 電気作業者の職業 | (1) 発電員、変電員 | ①発電員、②送電員、③変電員、④配電員 等 |
| | | (2) 送電線架線工 | ①送電線架線工 |
| | | (3) 配電線架線工 | ①配電線架線工 |
| | | (4) 通信線架線工 | ①通信線架線工 |
| | | (5) 電気通信設備工 | ①放送装置据付・保守工、②通信装置据付・保守工、③電話装置据付・保守工 |
| | | (6) 電気工事作業 | ①電気配線工事作業、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付工 等 |
| 6 | 1 輸送用機械器具組立・修理の職業等 | (1) 自動車組立工 | ①自動車部品組立工、②自動車車体・車台組立工、③自動車ぎ装組立工 等 |
| | | (2) 自動車整備・修理・板金工 | ①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工 |
| | | (3) 航空機組立工・整備工 | ①航空機部品組立工、②航空機総組立工、③航空機ぎ装工、④航空機整備工 等 |
| | | (4) 鉄道車両組立工・修理工 | ①車両機械組立工、②車両組立工、③車両ぎ装工、④車両修理工 |
| | | (5) 自転車組立工・修理工 | ①自転車組立工、②自転車修理工 |
| | | (6) 船舶ぎ装工 | ①甲板部ぎ装工、②機関部ぎ装工、③居住部ぎ装工 等 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|----|-----------------|-------------------------|--|
| | | (7) 輸送用機械器具検査工 | ①自動車検査工、②航空機検査工、③鉄道車両検査工、④自転車検査工、⑤船舶検査工 |
| | | (8) その他の輸送用機械器具組立・修理の職業 | ①船舶修理工、②鉱車類組立・修理工 等 |
| 7 | 1 染色・紡糸等繊維製造の職業 | (1) 染色・仕上工 | ①染物職、②浸染工、③なっ染工、④調色工、⑤蒸熱工、⑥友禅染工、⑦染色仕上工 等 |
| | | (2) 粗紡工、精紡工 | ①混打綿工、②せつりゅう(櫛梳)工、③練条工、④粗紡工、⑤精紡工、⑥ガラ紡工 |
| | | (3) 合糸工、ねん糸工、加工糸工 | ①合糸工、②ねん糸工、③合ねん糸工、④加工糸工 |
| | | (4) 揚返工、かせ取工 | ①揚返工、②かせ取工 |
| | | (5) その他の紡糸の職業 | ①製糸工、②紡績前処理工、③トップ・ケーキ保全工、④糸巻工、⑤糸検査仕上工、⑥製綿・綿打直工 等 |
| | | (6) 織機準備工 | ①整経工、②管巻工、③へ(経)通工、④はた(機)ごしらえ工 等 |
| | | (7) 織布工 | ①織布工 |
| | | (8) 精練・漂白工 | ①精練工、②漂白工、③漂白整理工 |
| | | (9) 編物工、編立工 | ①ニット生地編立工、②ニット製品編立工、③機械レース編工、④編機準備工、⑤手編工 |
| | | (10) フェルト・不織布製造工 | ①フェルト製造工、②フェルト帽体工、③不織布製造工 |
| | | (11) つな・あみ製造工 | ①つな製造工、②あみ製造工、③なわ製造工、④ひも製造工 |
| | | (12) その他の織布・同関連の職業 | ①擬革製造工、②リノリウム製造工、③油布製造工、④織布後処理工、⑤織布等検査工 等 |
| | | (13) 帽子製造工 | ①製帽工、②帽子飾付工、③帽子修理工 |
| | | (14) 裁断工 | ①パタンナー、②機械裁断工、③手裁断工 |
| | | (15) ミシン縫製工 | ①衣服ミシン縫製工、②衣服以外のミシン縫製工、③特殊ミシン縫製工 |
| | | (16) 刺しゅう工 | ①機械刺しゅう工、②手刺しゅう工、③刺しゅう補修工 等 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|----------------------|--------------------|------------------------|---|
| | | (17) その他の衣服・繊維製品製造の職業 | ①繊維製品検査工、②繊維製品仕上工、③皮革製衣服仕立工、④カンバス製品製造工、⑤寝具仕立工 等 |
| 8 | 1 衣服の職業 | (1) 婦人・子供服仕立職 | ①婦人・子供服注文仕立職、②婦人・子供既製服仕立工、③婦人服修理工 等 |
| | | (2) 紳士服仕立職 | ①紳士服注文仕立職、②紳士既製服仕立工、③紳士服修理工 等 |
| | | (3) 和服仕立職 | ①和服仕立職、②和服修理工 等 |
| 9 | 1 建設の職業 | (1) 大工 | ①建築大工、②宮大工、③橋りょう大工 等 |
| | | (2) 型枠工 | ①型枠大工、②型枠解体工 等 |
| | | (3) 鉄筋工 | ①土木鉄筋工、②建築鉄筋工 |
| | | (4) とび工 | ①建築とび工、②取りこわし作業員 等 |
| | 2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業 | (1) 土木・舗装作業員 | ①建設・土木作業員、②舗装作業員 等 |
| | | (2) 鉄道線路工事作業員 | ①保線工、軌道工、②軌条工、③軌道舗石作業員 |
| | 3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業 | (1) 採鉱員 | ①採鉱従事者、②ローダー運転工(金属・非金属) |
| | | (2) 採炭員 | ①採炭従事者、②ローダー運転工(石炭) |
| | | (3) 石切出作業員 | ①石切出作業員 |
| | | (4) じゃり・砂・粘土採取作業員 | ①じゃり・砂採取作業員、②粘土採取作業員、③庭石採取作業員 |
| (5) ダム・トンネル掘さく工 | | ①ダム・トンネル掘さく工 | |
| (6) さく井工、採油工、天然ガス採取工 | | ①ボーリング工、②石油・天然ガス採取工 等 | |
| (7) 支柱員 | | ①支柱員 | |
| (8) 抗内運搬員 | | ①抗内運搬員 | |
| (9) 選鉱員、選炭員 | | ①選鉱工、②選炭工、③鉱石類粉碎工 | |
| (10) 他に分類されない採掘の職業 | | ①発破員、②抗内保守員、③鉱石検定員 等 | |
| 10 | 1 その他の建設の職業 | (1) れんが積工、タイル張工、ブロック積工 | ①れんが積工、②タイル張工、③石張工、④ブロック積工 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|----|-----------------|-----------------------|---|
| | | (2) 屋根ふき工 | ①かわらふき工、②スレートふき工、③わら屋根ふき工 等 |
| | | (3) 左官 | ①左官、②木舞工、③屋根左官 |
| | | (4) 配管工、鉛工 | ①配管工、②鉛工 |
| | | (5) 熱絶縁工 | ①耐火皮膜工、②保温工、③保冷工、④防露工 等 |
| | | (6) 防水工 | ①土木工事防水工、②建築工事防水工 等 |
| | | (7) 潜水作業 | ①潜水作業 |
| | | (8) その他の建設の職業 | ①井戸手掘工、②潜かん(函)工、③水道工事検査工、④測量員、⑤建築塗装工、⑥建築板金工 |
| | 2 建設機械 運転の職業 | (1) 建設用機械運 転工 | ①建設機械運転工、②コンクリート機械運転工、 ③舗装機械運転工、④しゅんせつ(浚渫)機械運転工 等 |
| 11 | 1 農業の職 業 | (1) 植木職、造園師 (工) | ①植木職、②造園工等、③園芸装飾師 等 |
| 12 | 1 窯業製品 製造の職業 | (1) 窯業原料工 | ①原料工、②ガラス熔融炉工、③窯業土練工、④ シャモット工 等 |
| | | (2) ガラス製品成形 工 | ①ガラス成形工、②ガラス吹工、③ガラス押型工、 ④ガラス熱処理工 等 |
| | | (3) ガラス製品加工 工 | ①ガラス熱加工工、②ガラス切断工、③ガラス研 ま工、④ガラス繊維工、⑤鏡銀引き工 等 |
| | | (4) 陶磁器製造工 | ①ろくろ成形工、②プレス成形工、③陶磁器類研 ま工、④陶磁器レース加工工、⑤陶磁器焼成工 等 |
| | | (5) 施ゆう工、ほうろ うがけ工 | ①ゆう薬工、②ゆう薬かけ工、③ほうろう焼入・ 仕上工 |
| | | (6) 窯業絵付工 | ①陶磁器画工、②転写絵付工、③陶磁器吹付工、 ④絵付仕上工、⑤金盛絵付工 等 |
| | | (7) ファインセラミ ック製品製造 | ①ファインセラミック製品製造工 |
| | | (8) セメント製造工 | ①セメント焼成工、②セメント粉砕工 |
| | | (9) セメント製品製 造工 | ①コンクリートブロック製造工、②コンクリート パネル製造工、③セメントスレート製造工、④コ ンクリートパイプ製造工 等 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|-----------------|--------------------|---|---|
| | | (10) れんが・かわら類製造工 | ①れんが・かわら類成形工、②れんが・かわら類切断工、③れんが・かわら類乾燥工、④れんが・かわら類焼成工 等 |
| | | (11) 石灰・石灰製品製造工 | ①石灰製造工、②ドロマイト製造工、③石こう製造工、④石こう製品製造工 等 |
| | | (12) 七宝工 | ①七宝工 |
| | | (13) 窯業製品検査工 | ①ガラス製品検査工、②陶磁器検査工、③れんが・かわら類検査工 等 |
| | | (14) その他の窯業製品製造の職業 | ①るつぼ製造工、②研ま用材製造工 等 |
| | 2 化学製品製造の職業 | (1) 化学工 | ①化学原料仕込工、②化学反応工、③電解反応工、④電気炉工(化学)、⑤分離・蒸留・乾留工、⑥ばい焼・か焼工 等 |
| | | (2) 石油精製工 | ①石油分離工、②石油精留工、③石油タンク工 等 |
| | | (3) 化学繊維工 | ①原液調整工、②化学繊維紡糸工、③化学繊維後処理工 |
| | | (4) 油脂加工工 | ①硬化油工、②油脂分解工、③石けん製造工 等 |
| | | (5) 医薬品・化粧品製造工 | ①医薬品製造工、②抗生物質種母培養工、③化粧品類製造工 |
| | | (6) その他の化学製品製造の職業 | ①化学製品原料粉碎工、②化学製品検査工、③製塩工、④合成洗剤製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インキ製造工、⑦クレヨン・鉛筆しん(芯)・墨製造工、⑧ろうそく製造工、⑨農薬・殺虫剤製造工、⑩花火製造工 等 |
| | 3 ゴム・プラスチック製品製造の職業 | (1) ゴム工 | ①ゴム製造工、②再生ゴム工 |
| | | (2) ゴム製品製造工 | ①ゴム製品成形工、②加硫工、③ゴム製品仕上工 等 |
| | | (3) タイヤ製造工・修理工 | ①タイヤ成形工、②タイヤ加硫工、③タイヤ仕上工、④タイヤ修理工 |
| (4) プラスチック製品成形工 | | ①プラスチック成形工、②積層成形工 | |
| (5) プラスチック製品加工工 | | ①プラスチック切削機械工、②プラスチック研ま工、③プラスチック接合工、④プラスチック細工仕上工 | |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|------------|-------------------|--------------------------------------|---|
| | | (6) ゴム・プラスチック製品検査工 | ①タイヤ検査工、②ゴム製品検査工、③プラスチック製品検査工 |
| | | (7) その他のゴム・プラスチック製品製造の職業 | ①ゴム・プラスチック塗布工、②ゴム裁断工、③ゴム接合工、④原料プラスチック処理工 等 |
| | 4 土石製品製造の職業 | (1) 石工 | ①石割工、②石切工、③石研ま工、④石彫工(工芸的なものを除く。)、⑤墨出し工、⑥石積工 等 |
| | | (2) その他の土石製品製造の職業 | ①石細工工、②マイカカット工、③石綿製品製造工、④すずり製作工 等 |
| 13 | 1 木・竹・草・つる製品製造の職業 | (1) 製材工 | ①原木切断工、②製材段取工、③機械のこ工、④手のこ工 等 |
| | | (2) チップ製造工 | ①チップ製造工 |
| | | (3) 合板工 | ①合板製作工、②木質ボード製造工 等 |
| | | (4) 木工 | ①機械木工、②木型木工 等 |
| | | (5) 木製家具・建具製造工 | ①指物職、②木製家具製造工、③木製建具製造工 等 |
| | | (6) 船大工 | ①船大工 |
| | | (7) 木製おけ・たる製造工 | ①おけ・たる製造工、②おけ・たる修理工 |
| | | (8) 曲物製造工 | ①曲物製造工 |
| | | (9) 木彫工 | ①木彫工、②仏像彫刻製造工、③人形彫職、④将棋彫駒製作工 等 |
| | | (10) とう・き柳製品製造工 | ①とう製品製造工、②き柳製品製造工 |
| | | (11) 木・竹・草・つる製品検査工 | ①木材検査工、②合板検査工 等 |
| | | (12) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種 | ①木材製品処理工、②木場とび工、③木製運動用品製造工 等 |
| | 2 パルプ・紙・紙製品製造の職業 | (1) パルプ工、紙料工 | ①パルプ工、②紙料工 |
| | | (2) 紙機械すき工 | ①抄紙工、②抄紙仕上工 |
| (3) 紙手すき工 | | ①紙手すき工 | |
| (4) 加工紙製造工 | | ①段ボール製造工、②塗工紙製造工、③防水紙製造工、④変性加工紙製造工 等 | |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|----------------------|----------------|---|--|
| | | (5) 紙器製造工 | ①紙箱製造工、②大型紙袋製造工、③紙管筒製造工、④紙製食器製造工、⑤ファイバーチューブ・コーン製造工 等 |
| | | (6) 紙製品製造工 | ①小型紙袋製造工、②紙ひも製造工、③水引製品製造工 等 |
| | | (7) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業 | ①紙裁断工、②紙加工工、③紙仕上工・検査工 等 |
| | 3 印刷・製本の職業 | (1) 文字組版作業員 | ①写真植字機オペレーター、②電算写植機オペレーター、③電子組版機オペレーター 等 |
| | | (2) 製版作業員 | ①製版作業員(電子製版を除く)、②製版カメラ作業員、③版下製作作業員、④電子製版作業員 等 |
| | | (3) 印刷作業員 | ①とつ(凸)版印刷作業員、②オフセット印刷作業員、③グラビア印刷作業員、④スクリーン印刷作業員、⑤フォーム印刷作業員、⑥シール印刷作業員、⑦木版画摺り師 等 |
| | | (4) 印刷物光沢加工作業員 | ①印刷物光沢加工作業員 |
| | | (5) 製本作業員 | ①製本作業員 |
| | | (6) その他の印刷・製本の職業 | ①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箱)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等 |
| | 4 かわ・かわ製品製造の職業 | (1) 製革工 | ①製革準備工、②なめし工、③製革仕上工 |
| (2) くつ製造工・修理工 | | ①かわぐつ製造工、②かわぐつ修理工、③かわスリッパ製造工、④かわサンダル製造工 | |
| (3) その他のかわ・かわ製品製造の職業 | | ①かわ裁断工、②かわ打抜き工、③かわ縫製工、④かわ具加工工、⑤かわ・かわ製品検査工 等 | |
| 14 | 1 食料品製造の職業 | (1) めん類製造工 | ①製めん工、②即席めん類製造工、③はるさめ製造工、④ワンタン・シューマイ皮製造工 等 |
| | | (2) パン・菓子製造工 | ①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤あめ・キャンデー製造工、⑥チョコレート製造工、⑦チューインガム製造工 等 |
| | | (3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工 | ①豆腐・同加工食品製造工、②湯葉製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|---------------|---------------------|--|--|
| | | (4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工 | ①かん詰・びん詰・レトルト食品調理工、②かん詰・びん詰工、③殺菌加熱工 等 |
| | | (5) 乳・乳製品製造工 | ①飲用乳製造工、②粉乳製造工、③練乳製造工、④バター製造工、⑤チーズ製造工、⑥乳酸発酵製品製造工、⑦アイスクリーム製造工 等 |
| | | (6) 水産物加工工 | ①かつお節類製造工、②魚介くん製製造工、③魚介干物製造工、④水産ねり物製造工、⑤こんぶ加工工、⑥寒天製造工、⑦つくだ煮製造工 等 |
| | | (7) 食肉加工品製造工 | ①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等 |
| | | (8) 野菜つけ物工 | ①野菜つけ物工 |
| | | (9) その他の食料品製造の職業 | ①低温・保存食品製造工、②惣菜類調製工、③食料品検査工 等 |
| | 2 食品原料製造の職業 | (1) 精穀工、製粉工 | ①精穀工、②製粉工 |
| | | (2) 製糖工 | ①粗糖製造工、②精糖工、③角砂糖製造工、④氷砂糖製造工、⑤てん菜糖製造工 |
| | | (3) 味そ・しょう油製造工 | ①味そ製造工、②しょう油製造工 |
| | | (4) 動植物油脂製造工 | ①油脂前処理工、②採油工、③精油工、④食用油脂製品製造工 等 |
| | | (5) その他の食品原料製造の職業 | ①調味料製造工(他に分類されないもの)、②酵母・こうじ製造工(他に分類されないもの)、③配合飼料製造工、④食品原料検査工 等 |
| 3 飲料・たばこ製造の職業 | (1) 製茶工 | ①緑茶製造工、②紅茶製造工 | |
| | (2) 酒類製造工 | ①清酒製造工、②ビール製造工、③果実酒製造工、④ウイスキー製造工、⑤焼酎製造工 等 | |
| | (3) 清涼飲料製造工 | ①清涼飲料製造工 | |
| | (4) たばこ製造工 | ①たばこ原料処理工、②たばこ原料加工工、③製品たばこ製造工 等 | |
| | (5) その他の飲料・たばこ製造の職業 | ①コーヒー豆ばい(焙)煎工、②粉末飲料製造工、③氷菓製造工、④飲料・たばこ検査工 等 | |
| 15 | 1 生活衛生サービスの職業 | (1) 理容師 | ①理容師 |
| | | (2) 美容師・着付師 | ①美容師、②全身美容師、③衣装着付師 等 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) |
|----|----------------------|-------------------------|--|
| 16 | 1 飲食物調理及び接客サービスの職業 | (1) 調理人 | ①日本料理調理人、②西洋料理調理人、③中華料理調理人、④給食調理人 等 |
| | | (2) バーテンダー | ①バーテンダー |
| | | (3) 給仕従事者 | ①飲食物給仕人 等 |
| 17 | 1 その他の技能工、生産工程の職業(1) | (1) 内張工 | ①家具類内張工、②乗物内張工、③小箱おおい(被)工 |
| | | (2) 表具師 | ①表具師 等 |
| | | (3) 塗装工 | ①塗装前処理工、②木工塗装工、③金属塗装工、④塗装仕上工 等 |
| | | (4) 畳工 | ①畳工 等 |
| | | (5) 内装仕上工 | ①金属建具取付工、②建具ガラスはめ込工、③室内装飾工 |
| | | (6) 他に分類されない技能工、生産工程の職業 | ①写真工、②製氷工 等 |
| 18 | 1 その他の技能工、生産工程の職業(2) | (1) 画工、広告美術工 | ①画工、②広告美術工、③かさ・ちょうちん・うちわの絵付工、④人形彩色師 等 |
| | | (2) 映写技士 | ①映写技士 |
| | | (3) 製図工、写図工 | ①製図工、②写図工 |
| | | (4) 現図工 | ①現図型取工、②構造物現図工、③乗物現図工 等 |
| | | (5) 包装工 | ①機械包装工、②箱詰・袋詰工、③充てん工、④封止工、⑤ラベルはり工 等 |
| 19 | 1 装身具等身の回り品製造の職業 | (1) かばん・袋物製造工・修理工 | ①かばん・袋物製造工、②かばん・袋物修理工 |
| | | (2) がん具製造工 | ①がん具組立工、②人形製造工、③がん具際物製造工 等 |
| | | (3) 楽器製造工 | ①ピアノ組立工、②オルガン組立工、③打楽器組立工、④弦楽器組立工、⑤管楽器組立工、⑥和楽器組立工、⑦電気・電子楽器組立工、⑧楽器調整検査工、⑨楽器修理工 等 |
| | | (4) 模型・模造品製作工 | ①模型製作工、②小道具製作工、③マネキン人形製作工、④かつら・ヘアピース製作工、⑤義肢・装具製作工、⑥造花製造工 等 |
| | | (5) 和がさ・ちょうちん・うちわ製造工 | ①和がさ製作工、②ちょうちん製作工、③ぼんぼり製作工、④うちわ製作工、⑤せんす製作工 |

| 部門 | 職業分類 | 職 種 (1) | 職 種 (2) | | |
|---------|-------|--------------------------|--|--------------------------|--|
| | | (6) 洋がさ製造工 | ①洋がさ製作工、②洋がさ修理工 | | |
| | | (7) ほうき・ブラシ製造工 | ①ほうき製作工、②ブラシ製造工、③たわし製造工 | | |
| | | (8) 漆器工 | ①漆工、②漆器加飾工、③蒔絵師、④はく押沈金工 等 | | |
| | | (9) 貴金属・宝石細工工 | ①貴金属細工加工工、②宝石細工加工工 等 | | |
| | | (10) 甲・角・貝・きば細工工 | ①べつ甲細工工、②貝細工工、③角・きば類細工工 | | |
| | | (11) 印判師 | ①印判工、②印章彫刻工、③スタンプ製造工 等 | | |
| | | (12) げた製造工 | ①げた製造工 | | |
| | | (13) 竹細工工 | ①竹骨製造工、②竹かご・ざる製造工、③竹すだれ製造工、④釣竿製造工 等 | | |
| | | (14) 草・つる製品製造工 | ①稲わら製品製造工、②麦わら製品製造工、③い草製品製造工 等 | | |
| | | (15) その他の装身具等身の回り品製造の職業 | ①筆記用具製造工、②運動具製造工、③児童用乗物製造工、④喫煙具製造工、⑤マッチ製造工、⑥装身具等身の回り品検査工、⑦毛筆製造工、⑧フラワー装飾師、⑨装蹄師、⑩彫金工(工芸的なもの) 等 | | |
| | | 20 | 1 定置機関・機械運転の職業 | (1) 汽かん士 | ①ボイラーオペレーター |
| | | | | (2) クレーン・巻上機運転工 | ①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工 |
| | | | | (3) ポンプ・ブローワー・コンプレッサー運転工 | ①ポンプ運転工、②空気移送装置運転工、③送風機運転工、④コンプレッサー運転工 |
| | | | | (4) その他の定置機関・機械運転の職業 | ①内燃機関運転工、②冷凍機運転工、③ケーブル機関運転工、④玉掛工 等 |
| | | | 2 その他の生活、衛生サービスの職業 | (1) クリーニング工 | ①クリーニング工 |
| (2) 洗張工 | ①洗張工 | | | | |
| | 3 その他 | 1～19部門及び20部門の1に属さない技能的職種 | ①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等 | | |

備考

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。

(様式3)

履 歴 書

写真のり付け

現住所
ふりがな
氏名

生年月日 (歳)

学 歴
年 月 日 ○ ○ ○ ○ 学校卒業

職 歴
自 年 月 日 -----
至 年 月 日 -----

賞 罰
年 月 日 -----

以上

(履歴書作成要領)

- 1 氏名欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
なお、改氏名のある者については、旧氏名を氏名の下に()で記入すること。
- 2 生年月日の欄には戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に表彰の行われる年度の11月1日現在の満年齢を記入すること。
- 3 学歴は最終学歴について記入すること。
- 4 職歴は、すべてについて、それぞれの始期と終期を明確にすること。
- 5 賞罰欄の記載については特に表彰歴について表彰者及び表彰理由を明らかに記入すること。
- 6 A4用紙に横書により明瞭かつ的確に記入すること。
- 7 写真は名刺判(5cm×7.5cm)上半身、正面、脱帽で、最近(おおむね6カ月以内)撮影したものとし、所定の位置(写真のり付け)に貼付することとするが、離脱の場合等を考慮し、裏面に氏名を記入すること。

3 岡山県技能士育成優良事業所等表彰推薦要領

第1 この要領は、産業労働部関係功労者表彰要綱の規定に基づき、技能士育成優良事業所表彰のため必要な基準及び手続き等を定め、技能検定及び職業能力開発に理解を有し、技能者の社会的地位の向上に積極的な事業所等を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させることを目的とする。

第2 表彰は、次の各号のすべてに該当する事業所等について行う。

(1) 職業能力開発促進法、職業安定法及び労働基準法が遵守されていること。

(2) 技能検定制度に理解を有し、従業員の技能検定受検に際し便宜を与える等積極的に協力をしていること。

(3) 技能士に対しては、職務上あるいは給与等特別のはからいをしていること。

事業所以外の団体にあつては、その団体或いは30%以上の構成事業所において、そのはからいをしていること。

(4) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当していること。

(i) 技能労働者を雇用しており、その30%以上が技能士であるか、又はその10%以上が過去5年間毎年技能検定を受検していること。

(ii) 過去10年間のうち通算5年以上（知事表彰にあつては過去20年間のうち通算10年以上）技能検定会場を提供しており、かつ検定委員又は補佐員を派遣していること。

第3 民間産業団体、経営者団体等の代表者は、前項に該当する事業所について、次の関係書類を添えて推薦することができるものとする。

1 推薦理由書（様式1）

2 調書（様式2）

3 その他 定款、労働契約書等

第4 表彰を受ける事業所の選定を行うに当つては、これを公正かつ適切に行うための専門の知識又は経験を有する者から意見を聞くことができるものとする。

第5 表彰は、知事名又は産業労働部長名による表彰状を授与して行う。

(様式1)

推 薦 理 由 書

所在地

事業所又は団体名

事業主又は代表者名

(推薦理由書作成要領)

- 1 労働者の技能と地位の向上について貢献した状況を具体的、詳細に記入すること。
- 2 記入する事項は、一事項ごとに別項として具体的に記述すること。
- 3 A4用紙に横書により一枚程度にまとめて明瞭かつ的確に記入すること。

(様式2)

調 書

| | | | | | | | | |
|--|------------------|------------------------|------------------|----------------------|----------------|----------------|------|------|
| (ふりがな) 事業所又は団体名 | | | | | | | | |
| (ふりがな) 事業主又は代表者名 | | | | | | | | |
| 事業所所在地・電話番号 | | | | | | | | |
| 従業員総数 | 人 | 技能 検定 受検 状況 | 年度 | 受検者数 | 合格者数 | 年度 | 受検者数 | 合格者数 |
| 技能労働者数 | 人 | | | 人 | 人 | | 人 | 人 |
| 技能労働者数に占める 技能士数比率 | % | | | | | | | |
| 技能士数 | 人 | | | | | | | |
| 表 彰 | | 技能訓練・職場管理等の状況 | | | 技能士に対する処置 | | | |
| | | | | | | | | |
| 技 能 検 定 に 対 す る 協 力 状 況 | 年 度 | 職 種 (作 業) | 会 場 提 供 の 有 無 | 技 能 検 定 委 員 の 派 遣 | 補 佐 員 の 派 遣 | 資 材 等 の 供 与 | 備 考 | |
| | 前 期 年 度 (後 期 | | | 人 | 人 | | | |
| | 前 期 年 度 (後 期 | | | | | | | |
| | 前 期 年 度 (後 期 | | | | | | | |
| | 前 期 年 度 (後 期 | | | | | | | |
| | 前 期 年 度 (後 期 | | | | | | | |
| | ・ ・ | | | | | | | |
| ※協力をを行った年度について、直近の年度から順に5年度分又は10年度分(継ぎ紙可)を記入すること | | | | | | | | |
| 合 計 (延 数) | | | | | | | | |
| 推 薦 団 体 又 は 推 薦 者 名 | | (所在地又は住所) (団体名又は氏名) | | | | | | |
| | | (調書作成者) | | | | | | |

4 おかやま未来の匠奨励賞(若年技能者等産業労働部長奨励賞) 推薦要領

第1 この要領は、産業労働部関係功労者表彰要綱の規定に基づき、おかやま未来の匠奨励賞(若年技能者等産業労働部長奨励賞)(以下「奨励賞」という。)授与のため必要な基準及び手続き等を定め、自ら技能の研鑽に励み、一定の技能を有する岡山県内の若年技能者等を産業労働部長が奨励することにより、本県産業の発展を支える優秀な人材の育成を図るとともに、広く一般に技能尊重の機運を醸成し、技能者の地位の向上を図ることを目的とする。

第2 被推薦者は、奨励賞を授与される年度の4月1日現在で35歳未満の者(学生・生徒を含む。)で、一定の技能を有するとともに後進の育成に努めるなど、若い世代にとって技能向上の模範であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 一定規模の参加者がある全国大会(技能の優劣を争うものに限る。以下「全国大会」という。)において入賞している者
- 2 全国大会へ出場するための地方予選大会(県大会以上のものに限る。)があるものについては、同大会で1位となった者
- 3 その他、1又は2に準ずるものとして特に認められる者

第3 岡山県内の職業能力開発協会、経済団体、産業団体、高等学校等の代表者は、前項に該当する者について、次の各号の関係書類を添えて推薦することができるものとする。

- 1 提出書類
 - ① 推薦書 (様式1)
 - ② 調書 (様式2)
 - ③ 履歴書 (様式3)
 - ④ その他 全国大会での入賞実績や大会の内容・規模等を証明する資料

- 2 推薦期間
7月1日から8月31日までの間とする。

第4 受賞者の決定に際しては、これを公正かつ適切に行うための専門の知識又は経験を有する者から意見を聞くことができるものとする。

第5 奨励は、産業労働部長名による賞状を授与して行う。

推 薦 書

現住所

ふりがな
氏名

生年月日

(歳)

上記の者は、(元号)〇〇年〇〇会社〇〇工場に〇〇工として入社し、以降〇〇〇〇の製造の業務に従事し、〇〇大会において〇〇位に入賞するなど、その技能は極めて高く、また、後輩の指導に積極的に取り組むなど、若年技能者の技能向上の模範となっている。

1 〇〇〇の技能

1 受賞歴 (元号)〇〇年〇月 〇〇大会 (参加者〇〇人)
〇〇部門 〇〇位入賞

(推薦理由書作成要領)

- 1 候補者の技能、受賞歴については、上記記入例により本賞に相当するものについて具体的、詳細に記入すること。
- 2 記載する事項は、一事項ごとに別項として具体的に記述すること。
- 3 A4用紙に横書により一枚程度にまとめて明瞭かつ的確に記入すること。

(調書記載要領)

- 1 氏名欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
なお、改氏名のある者については、旧氏名を氏名の下に()で記入すること。
- 2 生年月日の欄には戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に表彰の行われる年度の1 1月 1日現在の満年齢を記入すること。
- 3 職歴欄には、次の要領により記入すること。
 - (1) 職種欄には、職歴について就業先事業所の名称、職場における職務内容、地位、役職等の異なるごとに記入すること。
なお、団体等における役職歴等のうち、本表彰と関連がないものは、記入しないこと。
 - (2) 在職期間欄には、その職の始期と終期を記入すること。
なお、現職については表彰の行われる年度の1 1月 1日をもって終期とすること。
 - (3) 在職年月数欄は、半月単位で計算した在職年月数を記入すること。月の途中で就職等又は離職等した場合の計算は、月の15日以前に就職等したものは1日に、16日以降に就職等したものは16日に就職等したものとみなし、15日以前に離職等したものは15日に、16日以降に離職等したものは末日に離職等したものとみなし、半月単位に計算すること。
 - (4) 重複を除く年月数欄には、表彰にかかる技能職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあったとみなした期間を一方の職から除外すること。
- 4 受賞歴欄には、既存の表彰 (技能に関連して受けたもののみ) 別に受賞年月日及び事由を記入すること。
- 5 免許・資格等欄には、免許、資格、特許、実用新案等を有する者についてはその種類を、技能検定に合格している者については技能士の名称(○級○○技能士)を記入すること。
- 6 若年技能者等の概要欄には、次の要領により記入すること。
 - (1) 技能の概要欄には、関連する他の資料(要領第3の4 その他)にあわせて、その者の有する技能の概要及び全国大会入賞や考案・改善等の功績の概要等、他の若年技能者等との比較等の観点から優越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に記入すること。
 - (2) 模範となる行動等欄には、その者が後進の指導育成にあたった方法、対象、範囲等について具体的に記入すること。

(様式3)

履 歴 書

写真のり付け

現住所
ふりがな
氏名

生年月日

(歳)

学 歴

年 月 日

○ ○ ○ ○ 学校卒業

職 歴

〔自 年 月 日
至 年 月 日

賞 罰

年 月 日

以上

(履歴書作成要領)

- 1 氏名欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
なお、改氏名のある者については、旧氏名を氏名の下に()で記入すること。
- 2 生年月日の欄には戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に表彰の行われる年度の11月1日現在の満年齢を記入すること。
- 3 学歴は最終学歴について記入すること。
- 4 職歴は、すべてについて、それぞれの始期と終期を明確にすること。
- 5 賞罰欄の記載については特に表彰歴について表彰者及び表彰理由を明らかに記入すること。
- 6 A4用紙に横書により明瞭かつ的確に記入すること。
- 7 写真は名刺判(5cm×7.5cm)上半身、正面、脱帽で、最近(おおむね6カ月以内)撮影したものとし、所定の位置(写真のり付け)に貼付することとするが、離脱の場合等を考慮し、裏面に氏名を記入すること。